

株 主 各 位

平成27年6月5日

証券コード 2607

大阪府泉佐野市住吉町1番地

不二製油株式会社

取締役社長 清水 洋 史

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成27年6月22日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
スターゲイトホテル関西エアポート 6階 RICCホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第87期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 新設分割計画承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役10名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、開会間際は混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

【議決権の行使についてのご案内】

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時40分までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- ① インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
- ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご登録ください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成27年6月22日（月曜日）午後5時40分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- ④ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによつて複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑥ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。


- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-652-031 (午前9時～午後9時)

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞  0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

3. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前述のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、中期経営計画「ルネサンス不二2016」で公表いたしましたとおり、2016年度に配当性向30%を目途に配当を実施するという方針に基づき、持続的な成長過程において将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつも安定的に配当を実施することを重要な株主還元策として位置づけております。また、当社は、ROE（株主資本利益率）を重要な経営指標として捉え、2017年度に8%以上を目標として掲げ事業活動に取り組んでおります。第87期の期末配当につきましては、株主の皆様への積極的な利益還元を実施すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は金1,461,316,328円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は、「食」の創造を通じて、健康で豊かな生活に貢献することを企業理念とし、油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業を日本・アジア・中国・米州・欧州等の地域で展開するとともに、新たな市場の開拓を行っております。当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟するなか、競争のグローバル化が進み、大きな変革の時期を迎えております。このような経営環境のなか、平成26年4月に中期経営計画「ルネサンス不二2016」を策定し、グローバル経営・技術経営・サステナブル経営の推進を図り、2030年（平成42年）迄に売上高5,000億円、営業利益率10%のグローバル企業になることを目標としております。なお、当社では、中期経営計画策定において、毎年度最新の事業環境変化を折り込んで計画を修正するローリング方式を採用しておりますことから、昨年策定いたしました「ルネサンス不二2016」の内容を一部修正し、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの3年間を対象とする中期経営計画「ルネサンス不二2017」を新たに策定し、その中でグループ成長戦略をより具体化しております。このグループ成長戦略を実現するためには、各地域のニーズに応じた価値創造力を高め、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築し、そのためには、持株会社体制への移行が必須と判断しております。

当社グループが持株会社体制へ移行する目的は、まず第一に新規事業やM&Aを含むグループ経営の戦略立案機能を強化し、グループ内経営資源の配分を最適化すること、第二に各地域の状況に応じた価値創造力を発揮させるため、日本・アジア・中国・米州・欧州のグループ各社への権限・責任の委譲による意思決定の迅速化を図り、各地域のニーズに合致した商品・サービスの創造力を高めること、最後に当社グループの成長戦略を担う経営者人材をグループ全体・社外より確保するとともに、グループ全体の変革を推進する次世代のリーダー育成を継続

的に実現していくことであります。

当社の持株会社への移行方法は、新設分割により、現在展開しております油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の国内事業を担う事業会社（以下「新設会社」という。）を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能および地域統括会社の管理機能を担い、引き続き上場を継続します。当社は、持株会社体制への移行に伴い、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

今回の持株会社体制移行の趣旨を踏まえ、新設分割計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、本議案に基づく新設分割については、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり、承認可決されることを条件として効力を発生するものとします。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容の概要は以下のとおりです。

新設分割計画書（写）

不二製油株式会社（平成27年10月1日付で「不二製油グループ本社株式会社」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社がグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務（第4条第1項に定めるところによる。以下「本件権利義務等」という。）を新たに設立する不二製油株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という。）を行うことに関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本件分割）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、本件権利義務等を、新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は別紙1記載のとおりとする。
2. 新設会社の本店所在地は大阪府泉佐野市住吉町1番地とする。

第3条（新設会社の設立時役員の名）

1. 新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。
木本 実、小林 誠、久野 貢、吉田友行、川西幹男、浅田敏文
2. 新設会社の設立時監査役は、以下のとおりとする。
岩朝 央、古城茂穂
3. 新設会社の設立時会計監査人は、以下のとおりとする。
有限責任 あずさ監査法人

第4条（承継する権利義務等）

1. 本件権利義務等は、新設会社の成立の日において当社が本事業に関して有する別紙2記載

の権利義務等とする。

2. 新設会社が、当社から承継する債務に関しては、重疊的債務引受の方法による。

第5条（本件分割に際して交付する株式）

新設会社は、当社に対し、本件権利義務等の対価として、普通株式2,000株を発行し、その全部を当社に交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金）

新設会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------------------------------------|
| (1) 資本金 | 金1億円 |
| (2) 資本準備金 | 金0円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号および前々号に定める合計額を控除した額 |
| (4) 利益準備金 | 金0円 |

第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成27年10月1日とする。但し、当社は、本件分割の手續の進行に応じ必要があるときは、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

当社は、新設会社の成立の日以後においても、本事業について法令（会社法第21条を含む。）によるか否かを問わず、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（事情変更）

本計画作成日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、本件分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

平成27年5月22日

大阪府泉佐野市住吉町1番地
不二製油株式会社
代表取締役社長 清水洋史

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は不二製油株式会社と称し、英文ではFUJI OIL CO., LTD. とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 油脂、蛋白及びそれらの副産物の製造、加工及び売買
2. 食料品の製造、加工及び売買
3. 肥料の製造、加工及び売買
4. 飼料の製造、加工及び売買
5. 医薬品の製造、加工及び売買
6. 前各号の原料並びに製品の輸出入
7. 一般食用油脂並びに食用油脂加工品の貿易代理業及び仲介業
8. 倉庫業、沿海貨物運輸業、一般区域貨物自動車運送業
9. 不動産の売買、賃貸及び管理
10. 損害保険代理業、及び生命保険の募集に関する業務、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
11. コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェアの販売、並びにコンピュータ関連機器による情報処理サービス業
12. 人材育成に関する各種研修の企画、立案及び実施
13. 前各号に附帯、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府泉佐野市に置く。

(公 告 方 法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

(機 関)

第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基 準 日)

第 8 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。株主総会は、大阪府においてこれを招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(2) 株主総会において、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(2) 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

(2) 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議 事 録)

第 14 条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 15 条 当会社の取締役は、3名以上15名以内とする。

(取締役の選任)

第 16 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 17 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 18 条 取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則により定める。

(取締役会の招集通知)

第 19 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より 3 日前までに発する。

ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

(2) 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(3) 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長 1 名を選定し、会長 1 名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議)

第 21 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(2) 前項の規定にかかわらず、当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の責任免除)

第 22 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

(2) 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の員数および選任)

第 25 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(2) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(3) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(監査役の報酬等)

第 27 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 28 条 当社は、監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

(2) 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。

(中間配当金)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。

(期末配当金および中間配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
(2) 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 当社の最初の事業年度は、設立の日から平成28年3月31日までとする。

(附則の削除)

第 2 条 本附則は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

以 上

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基調としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日迄の変動を考慮した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、未収入金、前払費用、繰延税金資産、その他流動資産

(2) 固定資産

本事業に係る建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品、ソフトウェア、長期前払費用、前払年金費用、国内関係会社株式、長期貸付金、その他固定資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に係る買掛金、未払金、短期借入金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他流動負債

(2) 固定負債

本事業に係る長期借入金、退職給付引当金、繰延税金負債、その他固定負債

3. 承継する雇用契約等

雇用契約等は包括的に新設会社に承継されるものとし、雇用契約等に定められた労働条件もそのまま維持される。

4. 承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及びコミットメントライン契約に関してはこの限りではない。

5. 承継する知的財産

本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権及びノウハウ。ただし、不二製油グループ共通のコーポレートブランドとしての基幹商標及び基幹意匠を除く。

6. 許認可等

本件分割の効力発生日時点において、本事業に関する許可、認可、承継、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

3. 会社法施行規則第205条第1号から第6号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

① 新設会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

本件分割は単独新設分割であり、当社は本件分割に際して新設会社が発行する全ての株式を取得しますので、本件分割において当社の純資産の額には変動がなく、新設会社が発行する株式の数は当社において任意に決定できると解されます。そのため、本件分割の目的に鑑み、適切な出資単位の設定その他諸般の事情を勘定した結果、新設分割計画書第5条に記載のとおり、新設会社が発行する株式の数は普通株式2,000株とすることが相当であると判断いたしました。

② 新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、第2号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載のとおり、平成27年10月1日付での本新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号および目的の変更を行うものであります（定款第1条、第2条ならびに附則第1条および第2条）。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更になりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および全ての監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第21条および定款第32条の規定の一部を変更するものです。なお、定款第21条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第 1 条 当社は不二製油株式会社と称し、英文ではFUJI OIL CO., LTD. とする。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～13（記載省略）</p> <p>第3条～第20条（条文省略）</p>	<p>(商号) 第 1 条 当社は不二製油グループ本社株式会社と称し、英文では<u>FUJI OIL HOLDINGS INC.</u> とする。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することおよびこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1～13（現行どおり）</p> <p>第3条～第20条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 21 条 (条文省略)</p> <p>(2) 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第22条～第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 32 条 (条文省略)</p> <p>(2) 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第22条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第46条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 第1条（商号）および第2条（目的）の変更については、平成27年6月23日開催予定の第87回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</p> <p><u>第 2 条</u> 本附則は、前条に定める新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</p>

第4号議案 取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって取締役12名全員は任期満了となります。当社の持株会社体制への移行計画に伴い、経営効率化のため、2名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	清水洋史 (昭和28年7月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年10月 蛋白販売本部小売事業部開発室長 平成11年10月 新素材事業部長兼新素材販売部長 平成13年7月 食品機能剤事業部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理 兼不二製油(張家港保稅区)有限公司董事長/総経理 平成19年12月 兼不二富吉(北京)科技有限公司副董事長/総経理 平成20年4月 当社経営企画部長 平成21年4月 当社常務取締役 平成22年4月 蛋白加工食品カンパニー長兼大阪支店長 平成24年4月 当社専務取締役 平成25年4月 当社代表取締役社長 平成26年4月 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長(現任)	18,996株
2	久野貢 (昭和26年8月5日生)	平成22年3月 伊藤忠商事株式会社退社 平成22年4月 当社入社 平成23年4月 経営企画本部特命担当 平成23年6月 当社取締役 平成24年4月 当社常務取締役経営企画本部長兼不二製油(張家港)有限公司董事長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員グローバル戦略本部長兼リスクマネジメント担当兼不二製油(張家港)有限公司董事長 平成26年5月 当社取締役常務執行役員グローバル戦略本部長兼リスク・コンプライアンス担当兼不二製油(張家港)有限公司董事長 平成27年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼情報開示担当兼リスク・コンプライアンス担当(現任)	15,388株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">よし だ ともしゆき 吉 田 友 行</p> <p>(昭和28年3月4日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成15年8月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長</p> <p>平成20年7月 当社執行役員</p> <p>平成22年6月 当社取締役</p> <p>平成24年4月 油脂加工食品カンパニー油脂加工食品海外第一部門長兼FUJI OIL ASIA PTE. LTD. 社長</p> <p>平成25年3月 当社取締役辞任</p> <p>平成25年4月 当社上席執行役員国際本部アジア統括室長兼FUJI OIL ASIA PTE. LTD. 社長</p> <p>平成26年4月 当社上席執行役員兼FUJI OIL ASIA PTE. LTD. 社長</p> <p>平成27年4月 当社取締役専務執行役員グローバル戦略本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>不二富吉(上海)企業管理有限公司董事長</p>	21,330株
4	<p style="text-align: center;">まえ だ ひろかず 前 田 裕 一</p> <p>(昭和30年1月25日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成7年10月 中央研究所第一研究室長</p> <p>平成11年10月 新素材事業部副事業部長兼新素材開発室長</p> <p>平成14年4月 新素材研究所長兼つくば研究開発センター長</p> <p>平成17年4月 研究開発本部長兼つくば研究開発センター長</p> <p>平成17年7月 当社執行役員</p> <p>平成18年4月 経営企画室長</p> <p>平成19年6月 当社取締役</p> <p>平成20年4月 蛋白加工食品カンパニー蛋白素材部門長</p> <p>平成23年4月 当社常務取締役</p> <p>平成24年4月 研究本部長兼つくば研究開発センター長</p> <p>平成25年4月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼つくば研究開発センター長</p> <p>平成27年4月 当社取締役常務執行役員研究本部長兼つくば研究開発センター長(現任)</p>	27,587株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	こばやし まこと 小林 誠 (昭和28年7月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成8年7月 応用研究所つくば第二開発室長 平成14年4月 食品第二事業部長 平成18年4月 研究開発本部長 平成18年7月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役 平成20年4月 研究本部長兼研究本部基盤技術研究所長兼つくば研究開発センター長 平成23年4月 研究本部長兼つくば研究開発センター長 平成24年4月 蛋白加工食品カンパニー副カンパニー長兼蛋白加工食品カンパニー蛋白加工食品海外部門長 平成25年4月 当社取締役執行役員事業本部新規事業部長 平成25年7月 当社取締役執行役員経営企画本部副本部長兼経営企画本部新規事業推進部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員人事総務本部長兼コンプライアンス担当兼熊取研修所長 平成26年5月 当社取締役常務執行役員人事総務本部長兼熊取研修所長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員変革担当兼生産管理本部長兼阪南事業所長兼安全・品質・環境担当(現任)	22,819株
6	きもと みのる 木本 実 (昭和27年11月30日生)	昭和58年5月 当社入社 平成17年4月 製菓製パン素材事業部副事業部長 平成21年7月 当社執行役員 平成23年4月 蛋白加工食品カンパニー大豆加工食品部門長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社上席執行役員事業本部大豆加工食品事業部長 平成25年6月 当社取締役 平成25年7月 当社取締役執行役員事業本部大豆加工食品事業部長 平成25年12月 当社取締役執行役員事業本部大豆加工食品事業部長兼大豆蛋白事業部長代行 平成26年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 深圳旭洋綠色食品有限公司董事長	10,592株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	さか い みき お 酒 井 幹 夫 (昭和34年10月6日生)	昭和58年4月 当社入社 平成13年4月 ソヤファーム事業部統括室長 平成14年4月 ソヤファーム事業部ソヤファーム販売部長 平成16年10月 食品機能剤事業部食品機能剤販売部長 平成21年4月 不二富吉(北京)科技有限公司董事長/総経理 平成22年4月 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理 兼不二製油(張家港保稅区)有限公司董事長/総経理 平成24年6月 FUJI VEGETABLE OIL INC. 社長(現任) 平成25年4月 当社執行役員(現任)	6,212株
8	まつ もと とも き 松 本 智 樹 (昭和35年12月20日生)	昭和60年4月 当社入社 平成20年4月 経営企画部企画室長 平成22年10月 経営企画本部経営企画部長 平成25年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社執行役員グローバル戦略本部副本部長兼 経営企画部長(現任)	3,568株
9	※ み しな かず ひろ 三 品 和 広 (昭和34年9月23日生)	平成元年9月 ハーバード・ビジネス・スクール助教授 平成7年10月 北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術調 査センター助教授 平成9年4月 北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科 助教授 平成14年10月 神戸大学大学院経営学研究科助教授 平成16年10月 神戸大学大学院経営学研究科教授(現任) 平成24年6月 株式会社ニチレイ社外取締役(現任) 平成25年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 神戸大学大学院経営学研究科教授 株式会社ニチレイ社外取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10	※ 田路 則子 (昭和39年9月29日生)	平成14年4月 明星大学情報学部経営情報学科専任講師 平成18年4月 法政大学経営学部・大学院経営学研究科准教授 平成20年4月 法政大学経営学部・大学院経営学研究科教授 (現任) (重要な兼職の状況) 法政大学経営学部・大学院経営学研究科教授	0株

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) ※は、社外取締役候補者です。

(注3) 三品和広および田路則子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。三品和広氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

(注4) 三品和広氏につきましては、経営戦略、経営者論等の企業経済学の研究活動の第一線で長年活躍してこられ、その専門性の高い学識と豊富な実績を通じて、当社の今後の成長戦略に対して有益な助言が期待できること、かつ、独立した客観的な観点から当社の経営および業務執行の監督ができると判断したため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。当社は、コーポレートガバナンスの強化を通じて、株主価値および企業価値のより一層の向上に努めてまいる所存です。

(注5) 田路則子氏につきましては、ビジネスモデルと企業実践、日本企業のイノベーションマネジメント、起業マネジメント、製品開発論、グローバルマーケティング論等の企業経営に必要な多方面の専門領域の研究活動の第一線で長年活躍してこられ、その専門性の高い学識と経験が当社の今後の成長戦略に対して有益な助言が期待できること、かつ、独立した客観的な観点から当社の経営および業務執行の監督ができると判断したため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。当社は、コーポレートガバナンスの強化を通じて、株主価値および企業価値のより一層の向上に努めてまいる所存です。

(注6) 三品和広氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注7) 三品和広氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の候補者とした理由により、当該分野において高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

(注8) 田路則子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の候補者とした理由により、当該分野において高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

(注9) 当社は社外取締役三品和広氏との間に責任限定契約を締結しており、三品和広氏の再任が承認された場合、同氏との間に責任限定契約を継続する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ、重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(注10) 当社は社外取締役候補者である田路則子氏の選任が承認された場合、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ、重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって監査役2名は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。新たに選任されます監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主總會終結の時までとなります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつもと みのる 松本 稔 (昭和16年9月4日生)	昭和39年4月 デロイト・ブレンダー・ハスキンス・アンド・セルズ会計士事務所入所 昭和43年8月 同事務所退職、公認会計士近山・坂東事務所(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成元年6月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 平成18年4月 立命館大学大学院教授 平成19年6月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員退任 平成19年7月 松本公認会計士事務所所長(現任) 平成20年6月 日本インシュレーション株式会社監査役 平成22年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 松本公認会計士事務所所長	0株
2	えなまさ ひこ 江名 昌彦 (昭和32年6月17日生)	昭和56年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成13年11月 同社食料経営管理部総括チーム長 平成16年8月 同社財務部財務企画室長 平成22年5月 同社情報通信・航空電子カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー 平成23年5月 同社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー(現任)兼チーフインフォメーションオフィサー 平成23年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー ジャパンフーズ株式会社社外監査役 プリマハム株式会社社外監査役 Dole International Holdings株式会社社外監査役	0株

- (注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 松本 稔および江名昌彦の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、松本 稔氏につきましては、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。松本 稔氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- (注3) 松本 稔氏につきましては、公認会計士としての企業会計に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけることを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- (注4) 江名昌彦氏につきましては、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサーとしての食料事業の財務・会計における経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- (注5) 松本 稔氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (注6) 江名昌彦氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (注7) 当社は松本 稔氏および江名昌彦の両氏との間に責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。損害賠償責任の限度額は、社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の社外監査役は社外監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、本議案の決議の効力は当該決議後最初に開催する定時株主総会開始の時までとなります。ただし、補欠の社外監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
きょうだまこと 京田 誠 (昭和39年2月15日生)	昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年7月 同社食料経営管理部審査チーム長 平成24年4月 同社統合リスクマネジメント部事業・リスク統括第一室長 平成25年7月 同社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー補佐(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー補佐 伊藤忠製糖株式会社社外監査役 伊藤忠飼料株式会社社外監査役 株式会社日本アクセス社外監査役	0株

- (注1) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 京田誠氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。
- (注3) 京田誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (注4) 京田誠氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーのチーフフィナンシャルオフィサー補佐として、その食料事業における豊富なお経験および専門的知識等を有しており、外部の視点をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任をお願いするものであります。
- (注5) 京田誠氏が社外監査役に就任された場合、その食料事業における豊富なお経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- (注6) 本議案の承認可決により京田誠氏が補欠監査役に選任され、かつ、当社の社外監査役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。損害賠償責任の限度額は、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- 以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
スターゲイトホテル関西エアポート 6階 RICCホール
(JR関西空港線、南海関西空港線りんくうタウン駅直結)

りんくうタウン駅へのアクセス

- なんばより…南海電鉄(空港急行)で約40分
- 天王寺より…JR(関空快速)で約45分
- 和歌山市内より…JRまたは南海電鉄で約40分
- 関西国際空港より…JRまたは南海電鉄で約5分



- ・当日の受付時間は、午前9時ですが、開会間際は大変混雑しますので、お早目にご来場ください。
- ・当社が準備する無料駐車場に制限があるため、できる限り公共交通機関でお越しください。
- ・当日、当社の役員及び係員はノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきます。
- ・お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。